

令和3年度「廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託」 公募型プロポーザル企画提案募集要領

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施する「廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり、以下の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものです。提案者は、以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとします。

1 対象業務の概要

- (1) 委託業務名
廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務
- (2) 業務の内容
別紙 「廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託仕様書」のとおりです。
- (3) 履行期限
契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで。ただし、本業務における支援対象企業への支援は、同年1月31日（月）までに完了させるものとします。
- (4) 委託契約額の上限
8,470,000円（消費税及び地方消費税 770,000円を含む。）
- (5) プロポーザルの主な日程

日 程	内 容
令和3年4月23日(金)	プロポーザル募集要領の公表
令和3年5月10日(月) 正午まで	質問書の提出期限
令和3年5月13日(木)	質問書への回答期限
令和3年5月24日(月) 正午まで	参加表明書等の申込期限
令和3年5月28日(金) 正午まで	企画提案書の提出期限
令和3年6月 1日(火) (予定)	審査会(プレゼンテーション)の実施
令和3年6月 3日(木) (予定)	審査結果の通知
令和3年6月 7日(月) (予定)	契約締結

- (6) 担当部署等（書類提出先、お問い合わせ先等）

○部 署	公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 産業集積部 廃炉関連産業集積課
○住 所	〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階
○電話番号	024-581-7046
○F A X	024-581-6898
○電子メール	sangyou-syuuseki@fipo.or.jp
○ホームページ	URL : https://www.fipo.or.jp/recruitment/15070 ※ 募集要領及び各種様式等の電子データは、ホームページから取得できます。

2 プロポーザル参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とします。

ア 本業務の実施について機構の要求に応じて即座に来所し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ウ 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

エ 常に連絡調整できるように、体制を整えていること。

オ 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。

キ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年4月23日(金)から5月10日(月) 正午まで

(2) 受付方法

ア **質問書**（様式第1号）により**電子メールまたはFAXにより提出**してください。

なお、送信後は併せて電話でイノベ機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

※ 電話での受付及び回答は行いませんので、ご注意ください。

イ 送信件名（タイトル）は「**廃炉競争力強化委託に関する質問**」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを

除き、イノベ機構のホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答期限

令和3年5月13日（木）午後5時までに回答します。

4 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和3年5月24日（月）正午まで（必着）

(2) 提出書類

ア～カが正本を各1部、キが正本1部及び副本5部、提出期限までに提出してください。なお、様式は、イノベ機構のホームページからダウンロードしてください。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 法人定款

ウ 登記事項証明書

エ 主な受託業務実績（任意様式）

※ 本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類も添付してください。

オ 役員一覧（様式第3号）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

キ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(3) 提出方法

提出は、郵送または持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「**廃炉競争力強化委託参加表明書類**」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の送付記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分～17時とします。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年5月28日（金）正午まで（必着）

(2) 提出書類

次のアは正本1部のみ、イ～オは正本1部及び副本5部（計6部）を提出期限までに提出（様式は、イノベ機構のホームページからダウンロード）してください。

ア 企画提案申請書（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 実施体制説明書（様式第6号-1）

エ 実施責任者経歴書（様式第6号-2）、実施担当者経歴書（様式第6号-3）

オ 経費積算書（様式第6号-4）

(3) 提出方法

提出は、郵送または持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「**廃炉競争力強化委託企画提案書類**」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の送付記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分～17時とします。

6 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力	30点	①業務体制 ②業務実績 ③業務上必要とされる資格等 ④事業費の妥当性
2 企画提案内容	50点	①業務理解 ②企画・独創性 ③実施・実現可能性 ④効果期待性
3 プレゼンテーション	20点	①取組意欲 ②調整力(コミュニケーションスキル) ③知識・経験 等

7 プレゼンテーションの実施

(1) 審査実施日及び場所

令和3年6月1日(火)とします。

なお、時間及び開催会場については、別途連絡します。

(2) プレゼンテーションに係る注意事項

ア 企画提案者が審査会場に入室できる人数は2名以内とします。

イ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めません。

ウ 1提案者あたりの時間は、25分程度とします(15分以内のプレゼンテーションと10分程度の質疑。)

(3) その他

ア 提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

イ 見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2社が同点となった場合には低価格者を最優秀者として決定します。

ウ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

エ 提出された書類等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となります。

オ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

8 プロポーザル提案が無効となる場合

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本業務プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ 委託費の上限を超過しているもの

9 審査結果の発表及び通知

プレゼンテーションの結果は、後日書面により通知します。

(1) 通知予定日

令和3年6月3日（木）を予定しています。

(2) 説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。当該説明請求の回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

10 契約手続き

審査委員会が選定した最も適した企画提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行います。

なお、提案内容の通り契約するものではなく、仕様については、締結交渉の上でイノベ機構と受託候補者が協議し、決定するものとします。また、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに

該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)